「しんきんリフォームプラン」

(平成30年4月2日現在)

(平成30年4月2日現在)
申込人本人もしくは家族が居住(居住予定を含む)している自宅にかかる次の資金 ①リフォーム(増改築・修繕)資金およびそれに伴う諸費用 (子供部屋増築、システムキッチン設置、浴室ユニット取替、給湯ユニット取替、 太陽光発電ユニット設置、冷暖房システム導入、浄化槽設置、畳交換、クロス 張替、フローリング張替、高齢者用設備設置、外壁塗装、車庫設置、物置設置、 門扉設置、造園工事、瓦のふき替、給水工事、トイレ改修工事、エコ関連設備 の購入・設置等) ②申込人が①を使途として当金庫を含む金融機関・信販会社等から借入れたローン の借換資金(借換えに伴う繰上完済にかかる手数料を含む)(①と合わせた申込に 限ります。) ③リフォームを行う物件の取得のため当金庫を含む金融機関から借入れた住宅ロー ンまたはそれを借換えたものの借換資金(借換えに伴う繰上完済にかかる手数料 を含む)および借換に伴う繰上完済にかかる手数料(①または②と合わせた申込 に限ります。) ④リフォームに付随して必要となるインテリア等購入資金(①と合わせた申込で1 00万円以内までとなります。)
下記条件を満たされる方 ・金庫の営業区域に居住または勤務している方 ・申込時年齢が満20歳以上の個人で保証会社(しんきん保証基金)の保証を得られる方 ・安定継続した収入がある方 ・当金庫所定の条件を満たされる方
・10万円以上1,000万円以内
・1万円単位です。
• 1 5 年以内
・当金庫所定金利となります。なお、変動金利型とし、当金庫長期プライムレートを 基準として、毎年3月と9月の年2回見直しを行います。
・毎月元利金均等分割返済 ・ボーナス払いも利用できます。(融資額の50%以内で年2回の6ヶ月毎 といたします。)
・不要です。
・当金庫所定金利に含まれております。
・融資手数料として 200 円(消費税別)が必要です。
 ①本人確認資料(運転免許証・写真付住民基本台帳カード等) ②所得証明書 (公的機関発行のものまたは源泉徴収票、事業者の方は確定申告書が必要になります。) ③資金使途証明書(見積書・注文書・請求書および振込み依頼書等) (リフォームローン・住宅ローンの借り替え資金を含む場合は、融資残高確認書類、通帳の写し、返済予定表等が必要になります。) ④自宅建物の不動産登記簿謄本 (発行から3ヶ月以内のものが必要になります。)

苦情処理措置 紛争解決措置 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または総務課(9時~17時、 電話:0226-22-6830) にお申し出ください

紛争解決措置 東京弁護士会 (電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会 (電話:03-3595 -8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛 争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金 庫営業日に、上記総務課または全国しんきん相談所(9時~17時、電話: 03-3517-5825) にお申出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護 士会(東京三弁護士会)に直接お申出いただくことも可能です

> なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いた だけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会に おいて、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解 決を図る方法 (現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決 する方法(移管調停)―もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫 総務課または全国しんきん相談所にお問合わせください。

> > 〈詳しくは店頭窓口へお問い合わせ下さい。〉